

せられし事度々なり、あるは番士の居宅壯麗により、其家を破却せしめ、あるは同心の衣裝華美なりとて、追放せられしたぐひさまぐありて、何事も昇平漸久しきをもて、世風の奢侈に流れんことを、かねておぼしとて、いたく御戒諭ましくたるなるべし。

〔武野燭談十九〕板倉重矩出身附額之事

板倉内膳正重矩ハ、寛永十五年、父重昌家督之後ハ、御詰衆並ニ伺候シケルニ、其後本庄ニテ屋敷ヲ拜領シ住居ケルニ、咬菜軒ト云三字ヲ人ニ書セテ、席上ニ掛置、前裁ヲ樂ミトシ、手作ノ野菜ヲ大廈高堂ヘモ捧テ、伺安否外ニ求ル念慮ヲ止テ、萬治年中ヲ送ラレケルニ、其年ノ暮、大坂城京橋口ノ御城番ヲ承テ向彼地ケルガ、此時モ彼咬菜軒ノ額ヲ持セテ掛置タリ、其後、○中被召江戸本役ニ仕フマツリテ、龍ノ口ニ御屋敷ヲ給リ、侍従ニ任ゼラレテモ、彼咬菜軒ヲバ方々へ持セテ、牌扁トシケル故、彼額ヲ書タル野間三竹法眼、或時此三字ヲ用ヒラル、心ヲ尋ケレバ、内膳正被申ケルハ、人ハ身ヲ立名ヲ顯ス程本ノ賤シキ事ヲ嫌ヒテ忘ル、事ゾカシ、我不器量ヲ以テ奉書連判ノ列ニ事フルハ冥加ニ叶ヒタル事也、人ハ奢ニ移リ安シ、我思之故ニ、昔本庄ニテ幽栖ノ卑亭、片時モ不可忘也、今高恩大祿ヲ戴ク事、我一分ニ不相應故、殊ニ恐レ思フ故也ト挨拶アリケル、〔嚴有院殿御實紀附錄下〕慶長元和よりこのかた、昇平すでに五十年に及ぶといへども、いまだ儉約の事令し下さる、事もなかりしが、この頃はや世上も何となく奢侈の風に赴くをもて、當代○徳川家綱御承統のはじめ、老臣等相議して儉約の事を仰下されける、これ當家にて儉約の事沙汰せられし始とす、殊更明暦大災の後には、其事おごそかに命ぜられ、三年の間參觀の獻物も菲薄にし、佳節の外は、すべて贈送の品をもとめられ、また御前に於て諸大名并に諸有司を近くめさせられ、大名には其身儉素を守り、國民を撫恤して、封内艱困せしむまじき旨御曉諭あり、有司には屋舎を軽くいとなみ、衣服も古きを著し、厨膳の菜數を減じ、専ら儉素をもて隊下の者を率